7/5 赤旗

危険・不安 置き去りか

東海第2原発 "適合"判断

規制委 震災で被災 老朽化も

原子力規制庁が入るビル前で、東海第2の審査書案了承に抗議する市民団体のメンバー＝4日、東京都港区

11月下旬に運転40年を迎える老朽原発の日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）について、原子力規制委員会は4日の定例会合で、新規制基準に適合したとする「審査書案」を了承しました。傍聴席から「スケジュールありきの審査だ」「電気は足りている」などの声が上がり、規制委の会合が開かれた東京都港区のビル前でも市民団体が「再稼働反対」「運転延長反対」と抗議しました。➡関連❸面

同原発は首都圏で唯一の原発。避難計画の策定を義務づけられた半径30キロ圏には最多の96万人が住み、重大事故時の住民避難計画の実効性など課題が置き去りです。

審査書案の取りまとめは、東日本大震災で地震と津波で被災した原発で初。事故を起こした東京電力福島第1原発と同じ沸騰水型としては東電柏崎刈羽原発6、7号機（新潟県）に次いで2例目で、8原発15基目になります。審査書案は5日から1カ月、一般から意見募集を行います。

東海第2が運転を続けるためには、運転期限の11月下旬までに新規制基準とは別に、運転延長の認可と、設備の詳細設計を記した工事計画の認可を得る必要があり、得られなければ廃炉になります。

認可後も地元同意が必要で、原電は3月、県や立地する東海村に加え、水戸市など周辺5市との間で再稼働の事前了解を得るとの協定を結んでいます。

審査では、防潮堤の液状化対策などで膨らんだ約1740億円の工事費用を負担できる経営基盤が原電にあるかどうかも対象に。原電が賄えない分について、送電先の東京電力と東北電力が支援の意思を示す書面を提出。規制委は、東電を監督する経済産業相に対し、福島第1原発の廃炉などに支障がないか見解を求めることを決めました。

大飯差し止め覆す

高裁金沢支部 安全放棄の不当判決

関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）に対する運転差し止め訴訟の控訴審で4日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）は、東京電力福島第1原発事故を教訓に運転差し止めを命じた一審判決（福井地裁）を覆す不当判決を言い渡しました。➡関連❸面

判決では、過酷事故に至らない限界を超える地震動が襲う可能性を否定せず、これを政策的選択に委ね、「（原発の）危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制されている」などと安全軽視の考え方を示しました。また、原発を廃止・禁止するか「当否をめぐる判断は、もはや司法の役割を超え」ているとして自らの役割を放棄する態度まで示しました。新規制基準を「最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定されたもの」とし、原子力規制委員会の審査も無批判に認めました。

同控訴審では、原発の耐震設計の要をなす「基準地震動」について、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東京大学名誉教授が「過小評価されている」と証言。同原発の基準地震動を導くには適切でない計算式を使ったことが明らかになりました。地盤調査でも、関電は震源の深さを最大で15キロと想定しながら、地下1・5キロまでの一部に調査をとどめるなど恣意的な評価も判明しました。

2012年11月に始まった同訴訟は、14年5月、住民側が一審勝利し、続く同控訴審は昨年11月に結審。住民側は結審後、原子力規制庁が関電の火山灰想定を覆す見解を示したことも指摘して弁論再開を求めていました。